

## 第4章 歯科保健推進体制について

### 1 推進体制における役割

すべての県民が、各ライフステージや特に配慮を要する者と分野において、等しく適切な歯科保健医療サービスを受けられるように、歯科保健医療関係者が緊密な連携のもとに、それぞれの役割を果たしながら、一貫した歯科保健医療体制の整備を推進します。

#### (1) 県の役割

##### 1) 専門的かつ技術的な業務の推進

身近で頻度の高い歯科保健サービスは、市町で展開されていますが、市町での歯科保健サービスが、効果的、効率的に実施できるよう、市町の求めに応じて専門的、技術的、広域的支援を行います。

##### 2) 連携の強化

地域において歯科保健医療対策が円滑に推進されるために、市町、学校、事業所、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、医師会、福祉関係機関・団体等との連携に努めます。

##### 3) 歯科保健情報の収集と提供

地域の状況に応じた歯科保健対策を有効に実施していくためには、地域における歯科保健の状況を常に把握していることが必要です。そのために以下に示す地域歯科保健に関する情報を集めるとともに、適宜調査を実施し、地域における歯科保健状況を把握し、その結果を必要に応じて提供します。

#### 【地域歯科保健に関する情報の例】

##### ①地域における歯科疾患罹患状況

- ・母子歯科健康診査結果
- ・学校歯科健康診断結果
- ・成人歯科保健活動結果

##### ②地域における歯科保健事業実施状況

- ・乳幼児歯科保健事業
- ・学校歯科保健事業
- ・成人歯科保健事業
- ・高齢者歯科保健事業
- ・障害児者歯科保健事業

- ③ 歯科保健に対する住民の意識
  - ・ 種々のアンケート調査結果等
- ④ 歯科保健医療従事者状況
  - ・ 市町歯科保健専門職種      ・ 歯科医師、学校歯科医等
  - ・ 歯科衛生士、在宅歯科衛生士等
  - ・ 歯科技工士
- ⑤ 歯科医療体制の整備状況
  - ・ 歯科医療施設数
  - ・ 一般歯科診療所での歯科医療      ・ 地域中核病院の歯科、口腔外科
  - ・ 高齢者、障害児者、等に対する歯科医療等

#### 4) 歯科保健の啓発・普及

歯科疾患は、その発症、進行が個人の歯科保健行動によって大きく影響されるため、歯科保健知識の普及・啓発活動が非常に有効です。地域やライフステージ等の状況に応じて、市町、歯科医師会等との連携のもと、歯科保健に関する適切な知識の啓発を図ります。

#### 5) 歯科保健関係者等の研修

地域での歯科保健の向上には、地域における歯科保健関係者の歯科保健知識や技術の向上が不可欠であることから、歯科保健事業を効果的に推進するため、歯科医師、歯科衛生士、保健師、養護教諭等、歯・口腔の健康づくりの関係者に対する歯科保健研修を実施します。

#### 6) 市町、学校、事業所への助言、指導、支援

市町、学校、事業所、障害者福祉施設、介護福祉施設等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて技術的、専門的、広域的支援に努めます。

また、保育所、幼稚園、学校でのフッ化物洗口などの専門的な知識を要する事業についても、助言、指導に努めます。

#### 7) 調査・研究事業

専門的立場から、地域での歯科保健の重要性や新たな課題について必要に応じて調査・研究活動を行います。

## (2) 市町の役割

地域保健法及び歯科保健業務指針において、身近で頻度の高い歯科保健サービスの実施は、市町の役割とされています。市町は、母子保健法・学校保健安全法による1歳6か月児、3歳児歯科健康診査、学校歯科健康診断だけでなく、母子から高齢者まで、地域特性に合わせて必要な歯科保健対策を効果的に推進する必要があります。また、健康増進法においては、住民の健康増進のための事業を積極的に推進するよう努めることとされています。

### 1) 歯科保健に関する計画の策定

歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画や健康づくり計画等の地域保健計画の中に歯科保健についても積極的に取り入れるように努めるとともに、地域の特性や、社会資源および専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて県の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析および評価を行うことが必要です。

### 2) 情報収集および提供

歯科保健関連情報等を積極的に収集し、地域住民に向けた普及啓発および歯科保健業務の推進に活用するとともに、健康福祉センター（保健所）や関係団体等への情報提供や共有も必要です。

### 3) 連携・協力体制の整備

事業を円滑かつ効果的に実施するため、地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関・団体等との連携を図り、事業の実施体制等について十分な連絡調整を行うことが必要です。

また、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ることが必要です。

### 4) 歯科保健事業の実施

身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされています。

必要に応じて県と協力しながら、地域の特性に合わせた、事業を実施する必要があります。

### 5) 地域組織の育成・連携等

歯科保健事業を円滑に推進するとともに住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関係機関と連携して地域ボランティア組

織等の育成に努める必要があります。

また、保健・福祉の充実を図るために、ホームヘルパーや民生児童委員等との連携を図ることも必要です。

### (3) 県・市町教育委員会の役割

児童、生徒の歯科保健対策については、学校保健安全法に基づき学校がその役割を担っています。県・市町教育委員会は、幼稚園、学校での歯科保健対策が効果的に実施されるよう指導に努めるとともに、学校保健担当者の資質の向上や、県、健康福祉センター、市町保健センター、歯科医師会等との連携に努めることが必要です。

### (4) 歯科保健関連団体の役割

山口県歯科医師会、山口県歯科衛生士会、山口県歯科技工士会等の歯科関係団体をはじめ、山口県医師会、県・市町村教育委員会、労働局、山口大学医学部等は、県との協力体制を図り、各種歯科保健事業の推進に努めます。

#### 1) 山口県歯科医師会

市町保健センターや学校等での歯科健康診査及びその事後処置の指示には、歯科医師の協力が不可欠です。山口県歯科医師会は、専門的立場から、地域での歯科保健施策における企画への助言、実施への協力を行うとともに、研修会等を通じて歯科医師会会員の資質の向上に努めることが必要です。

また、口腔疾患の予防、治療までの一貫した歯科保健医療サービスを効果的に提供できる、かかりつけ歯科医機能の推進のため、県、市町、地域中核病院等関係機関との連携を図りながら、必要な歯科保健事業の提案と実施に向けての協力体制が必要です。

#### 2) 山口県歯科衛生士会

地域歯科保健医療の推進には、歯科衛生士の資質の向上が欠かせません。山口県歯科衛生士会は、母子から高齢者までより専門的な知識や技術が提供できる歯科衛生士を育成するため、会員の資質の向上に努めることが必要です。また、歯科医師会をはじめ行政、関係団体等と連携を図りながら歯科保健のより一層の充実、強化に努めることが必要です。

### 3) 山口県歯科技工士会

山口県歯科技工士会は、会員の資質の向上に努めるとともに、行政、関係団体等と連携を図りながら歯科保健のより一層の充実、強化に努めることが必要です。

### 4) 山口県医師会

歯・口腔の健康づくりは、全身の健康状態を無視して行うことはできません。また、口腔内の環境改善がQOLの向上に繋がり、その他全身的な健康状態の向上にも有効であることも知られています。山口県医師会は、障害児者や糖尿病などの生活習慣病患者における取組や、その他歯科保健医療サービスによる対応が必要な場合には情報提供を行うとともに、連携を図ることが重要です。そのため、協力関係の充実、強化を行うことが必要です。

### 5) 事業者・保険者

事業所や健康保険組合等での効果的な歯科保健事業の推進は、従業員や組合員の健康づくりだけでなく医療費適正化の面からも重要です。

事業者や保険者は、県、歯科医師会等からの専門的助言を得ながら、地域での成人歯科保健事業との整合性を図りつつ、歯科検診や歯科保健指導の機会の確保など効果的な歯科保健対策の推進を検討することが必要です。

労働局は職場で働く人々の歯・口腔の健康づくりを進めるために、行政、関連団体等との連携、協力体制が必要です。

### 6) 山口大学

山口大学は、第3次医療機関および医育機関、研究機関としての立場から、地域における歯科保健医療サービスの向上、特に配慮を要する者と分野に関する対応に必要なスタッフの教育や研修、技術的支援や専門的助言等の視点から、行政、関連団体等と連携を図りながら歯科保健のより一層の充実、強化に努めることが必要です。

## 2 推進体制に必要な基盤整備

### (1) 歯科保健医療体制の整備

すべての県民一人一人が、等しく適切な歯科保健医療サービスを受けることのできる総合的な体制の整備を図る必要があります。特に、障害のある者、要介護状態にある者、全身疾患を有する者等において診療が困難なケースが将来増加することが予測されることから、それらに対応した歯科保健医療対策を推進する必要があります。

また、全身麻酔による手術の前後など、口腔状態が悪化すると全身の健康にも影響が及ぶ周術期において歯科保健医療サービスの提供が重要であることから、歯科と医科の連携について、歯科医師会、医師会等の関係団体と連携し、体制の整備に努めます。

### (2) 企業連携

物的・人的資源の提供を受けるのみならず、企業の持つ普及啓発、プロモーション手法のノウハウなども含めて援助、助言を得ることで、より効果的で充実した歯・口腔の健康づくり推進計画となるよう連携体制の構築に努めます。